

第14回 安来市農業委員会議事録

令和6年8月21日 午後2時00分 第14回安来市農業委員会会議を安来市伯太庁舎会議室に招集する。

1. 出席委員

1 番	岩崎 金己君	2 番	添田 俊之君	3 番	新田 徹君	4 番	横山 芳明君
5 番	永塚 知芳君	6 番	足立 仁行君	7 番	北中 宏一君	8 番	木戸 芳己君
9 番	武上 隆雄君	10 番	仲佐 久子君	11 番	北川 正幸君	12 番	新田 里恵君
13 番	塩見 秀雄君	14 番	渡邊 克実君	15 番	佐々木吉茂君	17 番	吉村 正君
18 番	齋藤 哲君	19 番	渡辺 和則君				

2. 欠席委員 なし

3. 出席事務局

堀江 規恵君 加藤 靖弘君 二岡 美保君

4. 議事案件

日程第 1	議事録署名委員の指名
日程第 2	会期の決定 令和6年8月21日 1日
日程第 3	議第57号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第 4	議第58号 農地法第4条の規定による許可申請について
日程第 5	報第53号 農地法第4条の規定による2a未満農地転用届出について
日程第 6	議第59号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第 7	議第60号 農用地利用集積計画の決定について
日程第 8	報第54号 農用地利用集積等促進計画の認可の公告について
日程第 9	報第55号 農地法第3条の3の規定による届出について
日程第 10	報第56号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第 11	報第57号 土地改良区からの地目変更届出の通知について

5. 議事

事務局：堀江 規恵君

定刻になりましたので、只今から第14回農業委員会を始めさせていただきたいと思います。本日お手元に配布しております資料は、日程及び申請総括表であります。ご確認をお願いします。委員会の開会にあたりまして、齋藤会長のあいさつをお願いいたします。

議長：齋藤 哲君

【あいさつ】

議長：齋藤 哲君

本日の会議について、事務局から報告願います。

事務局：堀江 規恵君

本日の会議ですが、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、定足数に達しておりますので第14回安来市農業委員会会議を開催いたします。

議長：齋藤 哲君

欠席委員はどなたですか。

事務局：堀江 規恵君
ありません。

議 長：齋藤 哲君

それでは、日程第1 議事録署名委員の指名を議題といたします。議事録署名委員は、委員会会議規則第13条により11番 北川委員、12番 新田委員を指名いたします。

議 長：齋藤 哲君

日程第2 会期の決定 を議題とします。お諮りいたします。今会議は本日1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

【異議なしの声多数】

議 長：齋藤 哲君

ご異議なしと認めます。よって会議は本日1日と決定いたしました。

議 長：齋藤 哲君

日程第3 議第57号 農地法第3条の規定による許可申請について を議題とします。

議 長：齋藤 哲君

事務局の説明を求めます。

事務局：加藤 靖弘君

5ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第10条の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。3ページから4ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は、6件で、すべて所有権移転です。案件の詳細につきましては、後ほど地元委員から報告していただきます。1番は、交換による所有権移転で、農地法第3条第2項各号の規定に関する要件につきまして、許可基準を満たしています。通作距離は600メートル、農機具は田植機1台、コンバイン1台、トラクター1台、乾燥機1台を所有しています。労働力は本人と両親の3名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、■■■■です。2番は、交換による所有権移転で、農地法第3条第2項各号の規定に関する要件につきまして、許可基準を満たしています。なお譲受人は、この農地取得後は法人の一員として耕作を行って行かれます。通作距離は約2キロメートル、農機具は管理機1台を所有しています。労働力は本人と母親の2名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、■■■■です。3番は、受贈による所有権移転で、農地法第3条第2項各号の規定に関する要件につきまして、許可基準を満たしています。通作距離は6キロメートル、農機具は田植機1台、コンバイン1台、トラクター1台、乾燥機2台を所有しています。労働力は本人と妻の2名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、■■■■です。4番は、農業を始めるための所有権移転で、農地法第3条第2項各号の規定に関する要件につきまして、許可基準を満たしています。なお譲受人は、この農地取得後は法人の一員として耕作を行って行かれます。通作距離は、車で10分、農機具は所有等しておられませんが、法人で対応されとのことです。労働力は本人のみ以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、■■■■です。5番は、受贈による所有権移転で、農地法第3条第2項各号の規定に関する要件につきまして、許可基準を満たしています。通作距離は、850メートル、農機具は軽トラック1台、草刈機1台を所有しています。労働力は本人のみとなります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、■■■■です。6番は、受贈による所有権移転で、農地法第3条第2項各号の規

定に関する要件につきまして、許可基準を満たしています。通作距離は、約200メートル、農機具は耕運機1台、草刈り機1台、を所有しています。労働力は本人と両親の3名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、 です。以上です。

議長：齋藤 哲君

説明が終わりました。地元委員から説明を求めます。1番、2番の案件について 5番 永塚委員お願いします。

5番：永塚 知芳君

5番 永塚でございます。1番と2番をご説明させていただきます。いずれも関連しますので私が渡邊さんの代わりに合わせまして説明させていただきます。2番案件の田頼町の地番ところが飯梨地区の大型圃場整備にかかるという事で、1番案件の物件との交換という事でございます。交換後は先ほど事務局から説明がありましたけども、農事組合法人が管理をいたします。従って現在も作っておりますので他に影響を与えることはないと考えますので、審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議長：齋藤 哲君

3番、4番の案件について 12番 新田委員お願いします。

12番：新田 里恵君

12番 新田です。3番案件の説明をいたします。譲渡人は市外在住で譲受人とは親子関係でありまして、実際に耕作しているのは譲受人の実家の方が耕作をしておられます。実家に戻したいという事です。周辺の農地の影響を及ぼすことはないと考えます。審議のほどよろしく申し上げます。4番の方の案件ですけども、譲渡人は経営縮小で、譲受人は担い手法人の従業員で、組合員になるために農地を取得するものです。取得後は法人の方が耕作を行いますので周辺の農地に影響を及ぼすことはないと考えます。審議のほどよろしく申し上げます。

議長：齋藤 哲君

5番の案件について 8番 木戸委員お願いします。

8番：木戸 芳己君

8番 木戸です。5番案件について説明させていただきたいと思います。譲渡人は昔からこの土地を人に管理委託をしておられました。その管理人が高齢になり維持管理ができないというので、後継者を探していましたら、隣接地の人が貰っても良いと言われ、この度、贈与となりました。現状のまま引き続き維持していきますので、周辺の農地に迷惑はかけないと思われれます。なお、この土地は宮内地区基盤整備事業の対象地であり、今、県に申請中の土地との事でございます。審議のほどよろしく申し上げます。

議長：齋藤 哲君

6番の案件について 15番 佐々木委員お願いします。

15番：佐々木 吉茂君

15番 佐々木です。6番の案件について説明いたします。譲受人と譲渡人はお祖父さんとお孫さんの関係でございます。お祖父さんが結構年を取っておられまして、以前からこの譲受人でありますお孫さんとそのお母さんが2人で管理のお手伝いをしておられたようでございますが、お祖父さんも大分年を取られましたので、この際、生前贈与で譲ってしまうという事で話がつかまりましたので、お孫さんが受けられたという事でございます。以前からずっと管理をしておられますので、周囲の農地に与える影響はないと思われれますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。以上です。

議 長：齋藤 哲君

説明が終わりました。1 番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：齋藤 哲君

次に、2 番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：齋藤 哲君

次に、3 番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：齋藤 哲君

次に、4 番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：齋藤 哲君

次に、5 番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：齋藤 哲君

次に、6 番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：齋藤 哲君

日程第4 議第58号 農地法第4条の規定による許可申請について を議題とします。

議 長：齋藤 哲君

事務局の説明を求めます。

事務局：加藤 靖弘君

5ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第30条の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。6ページに案件の内容、7～8ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第4条の許可申請は、2件です。案件の詳細につきましては、後ほど現地調査班から報告していただきます。1番は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地と判断します。転用目的は、納屋、駐車場です。本件はすでに納屋、駐車場として利用されており、追認案件となります。申請書には顛末書が添付されております。この度申請者の子ども夫婦が居住する予定の新居建築のため、この申請地の隣地を転用する手続きを進めていたところ、既存の建物が建っているこの申請地が農地のままになっており、農地転用の手続きがなされていないことが判明しました。この申請地には申請者の父親が建設した堆肥舎、たばこ乾燥施設、トラクター格納庫がありました。堆肥舎は近年稲わらを貯蔵したりしていましたが現在は納屋として使っておられます。たばこ乾燥施設はたばこ栽培をやめてからは駐車場として、トラクター格納庫はトラクター売却後、物置として使用しておられます。いずれも農地法によって農地利用が制限されているという認識が無く、無許可で建築され、現在に至っているものであります。これらについては、農地法施行規則第33条第4項「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当すると考えております。したがって当時、農地転用申請が行われておれば許可適当となる案件であり、申請者についても過去に違反転用はなく、悪質性はないと考えます。以上のことから農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。2番は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断します。転用目的は、駐車場です。申請者は6人家族であり、従来から自家用車を屋敷内の空き地に駐車していましたが、搬出入に不便であり、また対外活動による来客が多いことも考慮し、新たに自家用車6台分と来客用6台分の駐車場を整備する計画を立てられ、適地を検討しておられました。周辺の農地以外の土地等を検討しましたが、自宅と隣接しており、他に被害を及ぼすことのない土地は、申請地以外ないため選定されました。これは、申請地以外では、その目的が達成できないことから、農地法第4条第6項第2号に該当すると考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。以上です。

議 長：齋藤 哲君

説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1 番の案件について 3 番 新田委員
お願いします。

3 番：新田 徹君

【地元委員より位置図にて場所説明】

議 長：齋藤 哲君

次に 2 番の案件について 1 2 番 新田委員お願いします。

1 2 番：新田 里恵君

【地元委員より位置図にて場所説明】

議 長：齋藤 哲君

次に、現地調査報告を 3 班 1 2 番 新田委員お願いします。

1 2 番：新田 里恵君

1 2 番 新田です。今月の調査班は 3 班で、班長横山委員、新田委員、武上委員、佐々木委員、渡辺委員と新田、それから事務局の方より堀江局長、加藤主幹のメンバーで調査いたしました。事務局で加藤さんより説明を受けまして、■■■■、田で 1 8 0 m²、農地法 4 条の追認案件ですけれども先ほど事務局の方からも説明がありましたように、子供さんの家を建てるのにあたって判明したという事で、顛末書も添付してありまして、以前より田んぼの中に堆肥舎と煙草の乾燥施設があり、現在は乾燥施設が駐車場、堆肥舎が納屋、トラクターの格納庫が物置として利用されております。雨水については既存水路に流しておられまして、汚水は水道施設がないので出ません。周辺の方も自分の土地が隣にございますので、周辺農地に影響を及ぼすことはないと考えます。審議の方をよろしくお願いいたします。同じく 4 条案件の 2 番の方ですけれども■■■■、田で 3 6 0 m²、転用目的用途の詳細ですけど、家族は 6 人家族であり従来から自家用車を屋敷内の空き地に置いていましたが、出入に不便があり屋敷の隣地、本申請地を自家用駐車場として 6 台分、来客用駐車場として 6 台分、転回場として転用したいという事です。申請地を選定した理由として自宅と隣接した土地であること、転用すると他に被害を及ぼすことはないこと、隣地も駐車場となっていることなどでございます。造成の計画ですけども、0. 4 m 真砂土で埋め立て、転圧されて、北側、西側は法面土羽で仕上げられます。排水は、雨水の処理は既設水路北側に排出されます。農用地除外は昭和 5 7 年 4 月 1 4 日に除外済みで、確認書も添付してあります。他の関係書類も添付してありました。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長：齋藤 哲君

地元委員から補足がありましたら説明をお願いします。

議 長：齋藤 哲君

ないようですので、1 番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：齋藤 哲君

2 番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：齋藤 哲君

日程第5 報第53号 農地法第4条の規定による2a未満農地転用届出について を議題とします。

議 長：齋藤 哲君

事務局の説明を求めます。

事務局：加藤 靖弘君

9ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第29条第1号の規定による2a未満農地の転用の届出がありましたので報告するものです。10ページに案件の内容、11ページに申請位置の地図を付けておりますのでご覧ください。今月の農地法第4条による2a未満農地転用の届出は、1件です。1番の転用目的は農業用倉庫です。以上です。

議 長：齋藤 哲君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議 長：齋藤 哲君

日程第6 議第59号 農地法第5条の規定による許可申請について を議題とします。

議 長：齋藤 哲君

事務局の説明を求めます。

事務局：加藤 靖弘君

12ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第57条の4の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。13ページに案件の内容、14～15ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第5条の許可申請は、4件です。案件の詳細につきましては、後ほど現地調査班から報告していただきます。1番は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地と判断します。転用目的は、個人住宅で、権利の種類は使用貸借権の設定です。借受人は夫婦2名で市内アパートに住んでおりましたが、第一子の誕生に伴い、実家へ帰ることとなりました。しかし実家の住居では手狭なため、戸建て住宅の建築を計画されました。育児において両親の支援が受けられることを想定し適地を検討しておられました。本申請地はご実家に近く、両親の支援を受けるには大変都合が良いため選定されたものであります。これは農地法施行規則第33条第4項「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当すると考えております。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。この農地の対価は■■■■です。2番から4番は転用事業者が同一のため、まとめて説明させていただきます。2番か

ら4番は農地の区分は農用地区域内農地であり、3年間の一時転用であります。転用目的は、工事用道路で、権利の種類は賃借権の設定です。借受人は西日本の高速道路、自動車専用道路などを管理運営する事業者であります。このたび山陰自動車道（安来道路）の4車線化の工事を行うにあたり、工事用の道路の確保が必要となっておられました。既設の市道では幅員狭小で通行に支障をきたすため、市道沿いの農地を借地し、拡幅することで工事用道路の整備をするものであります。これは農地法施行令第4条第1項イ「申請に係る農地を仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであつて、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるものおよび同口「農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるもの」に該当すると考えております。また事業完了後もとの農地に復元されます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。この農地の対価は[REDACTED]です。以上です。

議長：齋藤 哲君

説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番の案件について3番 新田委員お願いします。

3番：新田 徹君

【地元委員より位置図にて場所説明】

議長：齋藤 哲君

次に2番から4番の案件について 1番 岩崎委員お願いします。

1番：岩崎 金己君

【地元委員より位置図にて場所説明】

議長：齋藤 哲君

次に、現地調査報告を3班12番 新田委員お願いします。

12番：新田 里恵君

12番 新田です。続けて説明させていただきます。5条案件の説明です。申請地は[REDACTED]、田、240㎡です。転用目的は個人住宅で権利の種類は使用賃借権の設定です。借受人は夫婦2人でアパートに住んでおりましたが、第1子の誕生に伴い実家へ帰ることになりました。実家の住居では手狭なため戸建て住宅の建築を計画されました。育児においても両親の支援が受けられることを想定し適地を検討され、本申請地は実家に近く両親の支援を受けるには大変都合が良いため選定されました。木造2階建て1棟、54.31㎡、庭、駐車場等で240㎡の面積が必要となります。土地の造成は周囲をL字擁壁で土砂が流出しないように、道路高まで約30cm盛土、整地されます。汚水については集落排水に排水し、雨水については申請地左側の既設水路に排出されます。隣地の同意書、水利組合の同意書、土地改良の意見書も添付してありました。周囲を水路それから道路に囲まれておりまして、周辺農地に影響を及ぼすことはないと考えますので委員の皆様の審議のほどよろしく願いいたします。同じく5条案件の2番から4番、同一の事業者ですので一緒に説明させていただきます。賃借権で3年間の一時転用です。借受人は西日本高速道路、自動車専用道路など管理運営する事業者で、安来道の4車線化の工事を行う工事用の道路の確保が必要となり、既設の市道では幅員が狭く通行に支障をきたすため市道沿いの農地を借地して拡幅する事で工事用の道路を整備するものです。用排水の処理方法ですが、工事用道路設置の際、既設の水路が埋没するため機能保全のために代替水路を設置されます。その法面には防草シートを敷設し水路への土砂や草木の流入を防止されます。工事完了後は速やかに原形復旧されます。現地を見ましても周りに影響を及ぼすようなことはないと考えます。皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長：齋藤 哲君
地元委員から補足がありましたら説明をお願いします。

議 長：齋藤 哲君
ないようですので、1 番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：齋藤 哲君
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：齋藤 哲君
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：齋藤 哲君
2 番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：齋藤 哲君
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：齋藤 哲君
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：齋藤 哲君
3 番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：齋藤 哲君
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：齋藤 哲君
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：齋藤 哲君
4 番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：齋藤 哲君
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：齋藤 哲君
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：齋藤 哲君
日程第 7 議第 6 0 号 農用地利用集積計画の決定について を議題とします。

議 長：齋藤 哲君

事務局の説明を求めます。

事務局：加藤 靖弘君

16ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり決定依頼がありましたので農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定により審議を求めるものです。計画要請については、19ページ下段の表の「利用集積計画件数、面積」の欄をご覧ください。今月は、賃借権4件、面積8千952㎡、使用貸借権5件、面積7千8㎡、全体で9件、総面積が1万5千960㎡となっています。詳細につきましては、農林振興課から説明があります。以上です。

農林振興課：日向 直之君

農林振興課の日向です。議第60号についてご説明いたします。詳細は16ページから20ページまでです。今月の利用集積計画ですが、番号1から2までが農業経営基盤強化促進法による利用権設定で、番号3から4までが農地中間管理事業による利用権設定となります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長：齋藤 哲君

説明が終わりました。質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：齋藤 哲君

日程第8 報第54号 農用地利用集積等促進計画の認可の公告について を議題とします。

議長：齋藤 哲君

事務局の説明を求めます。

事務局：加藤 靖弘君

21ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第7項の規定により公告されたので報告するものです。22ページから29ページに公告の内容をつけていますのでご覧ください。農地中間管理事業によりしまね農業振興公社に利用権が設定された農地49筆が、このたび、個人及び法人へ賃借権の設定を受けた旨が公告されました。認可年月日は令和6年7月22日となっております。以上です。

議長：齋藤 哲君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：齋藤 哲君

日程第9 報第55号 農地法第3条の3の規定による届出について を議題とします。

議長：齋藤 哲君

事務局の説明を求めます。

事務局：加藤 靖弘君

30ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第21条の規定による届出書の提出がありましたので報告するものです。31ページから32ページに届出内容載せていますのでご覧ください。今月の届出については、6件で、すべて相続です。以上です。

議長：齋藤 哲君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：齋藤 哲君

日程第10 報第56号 農地法第18条第6項の規定による通知について を議題とします。

議長：齋藤 哲君

事務局の説明を求めます。

事務局：加藤 靖弘君

33ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書の提出がありましたので報告するものです。34ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。今月の農地法第18条の規定による解約については、3件で農業経営基盤強化促進法による賃貸借の解約3件です。以上です。

議長：齋藤 哲君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：齋藤 哲君

日程第11 報第57号 土地改良区からの地目変更届出の通知について を議題とします。

議長：齋藤 哲君

事務局の説明を求めます。

事務局：加藤 靖弘君

35ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり土地改良区からの通知がありましたので報告するものです。36ページをご覧ください。今月の通知は2件で、いずれも畑に地目変更です。以上です。

議長：齋藤 哲君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：齋藤 哲君

本日の議案の審議は全て終わりました。以上で第14回安来市農業委員会会議を閉会します。

(午後 2時49分)